

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 滋賀県野洲市小比江559番地3

氏名 マスタ商事株式会社 代表取締役 増田 幸次
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県丹南保健所長 武藤 眞



許可の年月日 平成28年9月1日

許可の有効年月日 平成33年8月31日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」

(自動車等破砕物を除く。)(石綿含有産業廃棄物を含む。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上12種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ(積替えまたは保管を行う場合に限る。)

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成23年 9月 1日 新規許可

(2) 平成28年 9月 1日 更新許可

5. 積替え許可の有無

福井県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有